

第1条 目的

法人の役員の報酬に関する事項を定めることを目的とする。

第2条 対象

本規程における役員報酬とは理事長、常務理事、理事、監事を対象とする。

第3条 理事長、常務理事の報酬

1. 理事長、常務理事の報酬は月額報酬、役員賞与および役員退職慰労金により構成する。
2. 月額報酬は基本年俸（月額）および功績年俸（月額）を支給することとし、その他支給がある場合は個別に定める。
3. 基本年俸は、役位、役員就任年数を勘案して決定する。
4. 功績年俸は、職責、それに対する成果度合いを勘案して決定する。
5. 役員賞与は原則年俸に含まれているものとするが、支給する場合にはその都度支給額を決定する。
6. 役員退職慰労金の基準並びに決定方法は、別に定める役員退職慰労金規程による。
7. 理事長は、5,000,000円を超えない額とし、常務理事は、3,000,000円を超えない額とする。
8. 上記の役員報酬は社員総会において決定する。

第4条 常勤理事、非常勤理事および監事の報酬

1. 常勤理事の報酬は、理事会出席に伴う理事手当と使用人としての賃金からなる。月額報酬、役員賞与は支給しない。賃金は就業規則、給与規定および退職金規程に基づいて決定する。
2. 非常勤理事および監事の報酬については出勤日数、貢献度等を勘案し、都度決定する。

第5条 役位変更等の場合の報酬の取り扱い

1. 上位の役位に昇任した場合の報酬は、役位、前任者の報酬額、従前の役位で支給されていた報酬額等を勘案した上で、第3条、第4条に準じた方法で決定する。
2. 下位の役位に降任した場合の報酬は、都度第3条、第4条に準じた方法で決定する。

第6条 就任または退任等の場合の報酬の取り扱い

計算期間の途中で新たに役員に就任した場合、または退任・解任等の場合の当該計算期間の月額報酬は日割計算等を行わず、1ヶ月分を支給する。

第7条 計算期間並びに支給日

1. 役員への月額報酬の支給計算の期間は毎月1日から末日迄とする。
2. 役員への月額報酬の支給日は毎月15日とする。

第8条 控除金

役員に支給する報酬から法人は、源泉所得税、住民税、社会保険料ならびに法人の立替金等を控除する。

第9条 役員賞与

役員賞与は、当該期間の各役員の業績への寄与度を勘案して、第3条の方法で決定する。

第10条 臨時緊急措置

法人業績が著しく低迷した場合、または社会的に責任を明らかにすべき事態が発生した場合などには、社員総会の決議によって、報酬の減額・一部カット等の措置を取ることがある。

第11条 改正

この規程は、社員総会の決議により改正することができる。ただし、社員総会の特段の決議がある場合は、当該決議による。

附 則

この規程は、平成26年10月1日より施行する。

この規程は、令和2年10月1日より改正施行する。